

100冊で読み解く「いま」

ジャーナリズムがわかる10冊

言論の自由とジャーナリズム 同時進行的な崩壊が進んでいる

山田健太



やまだ・けんた

専修大学文学部人文・ジャーナリズム学科教授。1959年、京都市生まれ。青山学院大学卒。日本新聞協会、英国エセックス大学人権法研究所客員研究員、日本新聞博物館学芸員を経て、2012年から現職。専門は言論法、ジャーナリズム論。著書に『法とジャーナリズム』（学陽書房）、『言論の自由』（ミネルヴァ書房）、『見張塔からずっと』（田畑書店）、『放送法と権力』（同）など。

自由で多様な言論公共空間は、言論の自由の制度的保障と、健全なジャーナリズムの存在があつて初めて実現する。ここでは、ジャーナリズムは市民的自由を保障する法社会制度の運用を監視することと、市民の知る権利の代行者として自由な言論を存分に行使する役割がある。言論の自由とジャーナリズムは、民主主義社会の両輪であつて、片方が欠けるところか弱まっただけでも、あらぬ方向に暴走してしまう危険性を孕む。

これまで多くの国では、新聞やテレビが社会の基幹メディアとして言論活動の中核を担ってきた。しかしいま、そうした伝統的マスメディアは、公権力から

政策が強化され、民主主義の基礎としての言論の自由が為政者の意向次第で制限される状況まで生まれている。まさに市民的自由の原則と例外の逆転、例外の一般化といえる事態が生じている。

日本でも、80年代の報道による人権侵害をきっかけとしたメディア不信の高まりを受け、政府は90年代に取材・報道を制限するためのメディア規制法を次々と企図した。2000年代に入ってから行政権の拡大に形を変えて、言論の自由は強く制約される事態が生じてきた。放送を中心に行政による恣意的な法運用や、報道被害に対する損害賠償額の高額化がこれにあたる。

そして昨今は、こうした強面の政権運営を前に付度（そんたく）がはやり言葉になり、市民社会における表現行為の萎縮が大きな社会問題になっている。さらに80、90年代に不成立に終わった秘密保護法や共謀罪法といった法律群が、有事やテロ対策を旗印に矢継ぎ早に成立するといった、負のスパイラルが急速に進んでいる状況だ。本稿前半では、言論活動を下支える制度保障としての言論の自由を、後半は、個別の報道課題を取り上げつつ、ジャーナリズムとは何かを問いかける最近の文献を紹介する。

日々の取材・報道活動を行ううえで、その拠つて立つ制度的理解が不可欠だ。一般に、メディアを媒介とする表現の自由が、「言論の自由」と理解されている。だが、ジャーナリズム活動に関わる取材や、報道の自由や権利が、憲法はるか法律でも明文化されているわけではない。これらはあくまでも、憲法21条の「集会、結社及び言論、出版その他一切

言論活動に影響する 百を超える法規定

の表現の自由は、これを保障する」から導き出されたものだ。

一方で、特定秘密保護法など取材・報道活動に直接的に影響を及ぼしかねないもののほか、再販制度や軽減税率のような経済的な特恵待遇も含め、言論活動に影響する法規定は百を超える。これらをどのように解釈運用するかは、実際のジャーナリズム活動を大きく規定することになる。かつての新聞紙法のような固有の法律は存在しないものの（唯一の例外が放送法）、総合的に言論・表現の自由を扱う研究分野として、言論法・メディア法・情報法が誕生してきた。



奥平康弘の『ジャーナリズムと法』はすでに刊行後20年を経たものの、近年の言論の自由の後退状況を考えるうえでも、参考になる一冊だ。何よりも、法律家だけでなくわかるように書かれている入門書であるのがポイントといえよう。筆者が現在の道に進むきっかけの一つが、奥平がまだ新進気鋭の研究者の時代に記した『表現の自由とはなにか』で、絶版のうえに、入手困難本であるが故に今回のリストには入れていないが、いまから約45年前に書かれたとは思えない斬新さだ。それと同時にこの本以降、言論・表現の

自由の全体像を示す新書類が一冊も刊行されていないことに、日本社会の停滞ぶりが示されているともいえる。

奥平が研究者一筋であったのに対し、同じ時代を生きた実務出身の研究者が清水英夫だ。キリスト教信者として早くから良心の自由を追求し、その延長線上にあるのが精神的自由としての言論の自由だった。ここで紹介すべきは日本における情報公開制定運動を研究者であるとともに市民運動の担い手として引つ張り続けた証である、81年刊行の『情報公開』だ。61年の『思想・良心および言論の自由』、70年の『法とマス・コミュニケーション』の延長線上に位置し、知る権利理論を日本に紹介するだけでなく、それをいかに情報公開法という具体的な形として実現するかの、理論と実践をつなぐ書である。巷間では、森友・加計学園や南スーダン日報問題で揺れているが、ここで課題となっている情報公開や公文書管理の原点が、まさにこの一冊であるといっても過言ではない。

日本の表現の自由は、憲法で例外なき絶対的な保障をし検閲や盗聴を禁止するなど、他国と比較してもユニークな特徴を持っている。こうした制度保障の全体

を繰り返してはいけないことを、ジャーナリストである限り肝に銘じる必要がある。その自らの覚悟を確認するため、よく知られる『彼らは自由だと思っていた』元ナチ党員十人の思想と行動』などとともに、一度は読んでほしい書である。

政府と対峙する勇氣 気概あるメディア必要

超監視社会の脅威を伝えるエドワード・スノーデンの『スノーデン 日本への警告』は、その内容自体が衝撃的だ。同時に、決定的なディープスロート（内部告発者）は、その貴重な専門情報を咀嚼し、わかりやすくかつ効果的に社会に伝えるために、受け皿となるべきジャーナリストと対になって、初めて意味をもつことを示している。本書中の、「政府による情報の管理に對抗し、適切な形で情報を市民に伝えるという役割」を担うものとして、「自由な社会がこれまでに生み出した唯一の有用な解決策は、独立したメディア」という、スノーデンをサポートする米国自由人権協会（ACLU）のベン・ワイズナー弁護士の見解は重い。内部告発があると犯人探しに血道を上

像を知るのに適しているのは、世界的に有名な言論法学者であるエリック・バレントの『言論の自由』だ。同書はイギリスを中心に、米独仏等の各国の法制度を網羅しており、ポードレースになっている取材・報道活動を行ううえで、各国の社会基盤を知るための有益な一冊だ。なお、イギリスで言論に興味を持つ者なら、ほぼ手にしたことがある一冊が『Power without Responsibility: Press, Broadcasting and the Internet in Britain』である。ここでは邦訳がないのでリストには挙げないものの、81年の初版からメディアの変遷に合わせて版を重ね、インターネットにも対応した09年の第7版が最新だ。

こうした比較法の観点を持ちながら、法律実務家の立場から、報道の自由の危険性・脆さを記したのが喜田村洋一『報道被害者と報道の自由』である。喜田村は、ロス疑惑事件で弘中惇一郎らとともに三浦和義の弁護に立ち、刑事無罪を導いた。同時に、新聞・雑誌・テレビなどを相手に500件を超える名誉毀損・プライバシー侵害訴訟を提起し、現在に至る同領域の判例基盤を事実上形成、その経験から書かれたのが本書だ。また一方では、秋山幹男らとともにローレンス・

げる勢力がある。意図的な文書破棄や管理運用によって、情報隠しが半ば公然と行われ、それが批判されると改めるばかりか、より悪質化するのが常だ。そこでは、知る権利の制度的保障は風前の灯だ。同時により深刻なのは、ジャーナリズムの側が内部告発者の開示を政府に迫ったり、政府の情報管理や政策に異を唱える者を貶めようとしたりする状況だろう。覚悟をもって政府に対峙する勇氣を持った記者と、その仕事を徹底して守りぬく気概を持ったメディア企業が存在する余地が、日本社会において残されている不安を覚えざるをえない。なお、政府による凄まじい個人情報収集・管理・利用の実態や、暴露に至るスノーデンと記者との共同作業の状況は、公開映画や『暴露』『スノーデンファイル』『スノーデン、監視社会の恐怖を語る』などに詳しい。

こうした内部告発やリンク等の情報漏洩がきっかけである場合もあるが、いまの時代の調査報道の一つのかたちを示すのが、共同通信の現役記者である澤原臣の『グローバル・ジャーナリズム』だ。まだ記憶に新しいパナマ文書をめぐる国境も組織の壁も越えた、データジャーナリズムの威力を見つけた一件を、調査

レペタの提起した法廷メモ訴訟で、いまでも最も取材の自由度が低いとされる司法の厚い壁を破り、傍聴メモ採取の自由を勝ち取った（MEMOがとれない——最高裁に挑んだ男たち）。これに『有名人とプライバシー』や『報道の自由』の著書がある山川洋一郎を加えた4氏は、いまなお現役の21条弁護士筆頭であるといえるだろう（米国では表現の自由スベシヤリストを、表現の自由を定めた条文にちなんで修正憲法1条弁護士と呼ぶ）。

そして最後は、インゲ・ショルの『白バラは散らず』を挙げる。ナチズムに対する市民の抵抗運動の一つであった、ミュンヘン大学の学生たちによる「白バラ」運動を扱ったもので、映画にもなっている。冒頭で掲げたテーマである、民主主義の基盤である自由を守ることを考えさせてくれる一冊だ。第2次世界大戦への道を日本が進む中で、当時のマスメディアの中核であった新聞が、検閲の被害者であったとともに、社会の空気をつくり後押しをしてきた（加害者）であることはすでに知られる事実である（たとえば、『新聞と戦争』）。国が安全保障を盾に「国益」を掲げるとき、それに異を唱えることは難しい。しかし同じ失敗

グループに日本から参画した数少ない記者としてまとめたものである。

犯罪もポードレースになるなか、メディアも個々の記者も連携せざるを得ない現実があることは頭では理解できていたが、それがまさに現実のものとなった瞬間でもある。スクープなるものが、ディープスロートに始まる（マッチョな調査報道）から着実に深化しつつある状況を示している。澤と並ぶ現役の調査報道の旗手、毎日新聞の大治朋子の『アメリカ・メディア・ウォーズ——ジャーナリズムの現在地』の、現在形ともいえよう。

資料と向き合っただけの先にある真実を追求する取材・報道が、表面上は無味乾燥な単純作業の積み重ねであることも、情報の入手に結構な投資が必要な割に無駄骨に終わる可能性も十分ある。そうしたなかで、実際に人手や時間を費やすかどうかは、強い憤りが個々のジャーナリストの胸の内にあるかどうかにかかっているのではないか。それは前述のスノーデンの行動とも共通するものだろう。

昨今話題の日本テレビ記者・清水潔（『桶川ストーカー殺人事件』『騙されてたまるか』ほか）や、富山市議会の政務活動費不正キャンペーンを敢行した

ジャーナリズムがわかる
10冊

山田健太 選

奥平康弘
『ジャーナリズムと法』
(新世社)

清水英夫
『情報公開』
(日本評論社)

エリック・バレント(比較言論法研究会 訳)

『言論の自由』
(雄松堂出版)

喜田村洋一
『報道被害者と報道の自由』
(白水社)

インゲ・ショル(内垣啓一 訳)
『白バラは散らず』
改訳版——ドイツの良心 ショル兄妹』
(未來社)

エドワード・スノーデンほか
『スノーデン 日本への警告』
(集英社新書)

澤 康臣
『グローバル・ジャーナリズム』
——国際スクープの舞台裏』
(岩波新書)

上丸洋一
『原発とメディア』
——新聞ジャーナリズム 2度目の敗北』
(朝日新聞出版)

石巻日日新聞社
『6枚の壁新聞——石巻日日新聞・
東日本大震災後7日間の記録』
(角川SSC新書)

原 寿雄
『ジャーナリズムの思想』
(岩波新書)

けないことに通じる。言論の自由の歪み
に対し、ジャーナリズムに関わる者が他
人事と思わず、一つひとつきちんと対処
し克服していくために必要な、掘って立
つ土台を指し示すものであるといえよう。
番外編として、ジャーナリズム分野の
事典(的なもの)を紹介しておく。『エン
サイクロペディア現代ジャーナリズム』
(早稲田大学出版部)、『キーワードで読
み解く現代のジャーナリズム』(大月書
店)、『現代ジャーナリズム事典』(三省堂)
の3冊だ。今後、ジャーナリズム学がよ
り成熟するにつれ、こうした辞書・事典
類も充実していくことを期待する。

戦後日本のジャーナリズム界を見渡し
ても、深代惇郎や疋田桂一郎といった
いわゆる名文家と言われる人たちがいた。
あるいは鎌田慧や本田靖春など、社会の
不正義を暴き、悪を追及してきた数々の
骨太のノンフィクション、ルポルター
ージュがあった。また地を這うような地道
な張り込みや、思い込みを排し弱き者の
側に立つことによつて見えてくる新しい
世界を読者に提示してきた、斎藤茂男や
黒田清といった、いわば調査報道の開拓
者たちもいた。さらにさかのぼるならば、
戦争への足音が近づく1930年代に、

* *

全12巻の『総合ジャーナリズム講座』(内
外社)が刊行され、そこでは言論(新聞)
の自由を含め、まさに「ジャーナリズム」
が様々な観点から論じられている。
いまのジャーナリズムが、彼ら先達の
肩の上に立っていることはいうまでもな
いし、もちろんいまでもこうした仕事
重要であることは微塵も変わりはない。
しかし同時に、新たな社会状況を前によ
り困難な新たな挑戦を、いまのジャーナ
リストたちが求められていることも事実
であろう。その意味では、いわばお手本
記者たちをどう越えるかが問われている
ということになる。

チューリップテレビ取材班(富山市議は
なぜ14人も辞めたのか——政務活動費の
闇を追う)にも、共通していえることだ。
この富山の事例では、同局に限らず他の
地元ローカル局も、地元紙の北日本新
聞、そして通信社である共同通信や全国
紙の朝日新聞や毎日新聞も、競い合つて
不正の追及を行った。それは単なるライ
バルとのスクープ合戦という以上の「おか
しい」「許せない」との素朴な感情を、市
民と共有しえた結果であるといえよう。
そうした(公憤)を社会と共有しえたか
どうかが問われたのが、東日本大震災を
めぐる報道でもあった。上丸洋一らの取
材班の手による『原発とメディア』(続編
が『原発とメディア2——3・11責任の
ありか』)は、戦後日本の原子力の平和利
用をメディア界自身が積極的に推し進め
てきた実態を、朝日新聞社の例を中心に
丹念に追つたものだ。国家とメディアの
関係、国益をどう報じるかを、現在の日本
が直面するテーマを通じて知るには格好
の書である。首相とメディア関係者の会
食実態などのニュースを通じて、両者の
関係が白日の下に晒されるなか、メディア
側にもその説明責任が生じている。こ
こで書かれた政官財報の構造がいまなお

存続し、原発再稼働のみならず経済・労
働政策においても、マスメディアがいま
までと同じような立ち位置でいるのでは
ないかとの批判がある。これこそが現在
の不信・不要論の根底にあるのであつて、
この解を報道界自身が示す時が来ている。
では、ジャーナリズムが何に拠つて立
つべきなのか、その存在意義を端的に言
い表すのが、『6枚の壁新聞』だ。震災の
津波により浸水し輸送機が使えないなか、
未使用の新聞用紙にフェルトペンで手書
きした壁新聞を、市内の避難所等に貼り
出して(伝える使命)を守り抜いた、石
巻日日新聞の奮闘記である。その原点に
は、戦争中に国の用紙配給停止に抗し
て、新聞発行を続けようとした先輩たち
の強い思いがあつたという。現在は各種
発表をもとにし、パソコンを駆使して記
事を書いたり番組を作つたりする時代だ
が、震災でそのほとんどすべてを失つた
時、頼りになるのは自分の目・耳・鼻し
がなく、そして限りある伝達手段で誰に
何を伝え得るかが問われた、という。ま
さに「ジャーナリズムの原点」を確認さ
せてくれたということになる。

いるものの一つが、原寿雄の『ジャーナ
リズムの思想』だ(続編が『ジャーナリ
ズムの可能性』)。共同通信の記者からス
タートして編集局長、そして株式会社共
同通信社の社長と、経営者をも経験した
原が、理想と現実の中で「守るべき一線」
を示したものといえるからだ。ジャーナ
リズムの危機を踏まえて書かれた本書が
世に出て20年が経過して、さらに状況は
悪化し報道圧力から始まり付度なる言葉
が市民権を得、政府の政策に異論を唱え
ることそのものが、偏向報道と呼ばれる
ような状況を迎えている。
それからすると、原が唱えるジャーナ
リズムは古き良き時代のものと一蹴する
こともできようが、まさにこの国のジャー
ナリズムを私たちの社会の「共同作品」
とするための道標として、大切にしたい
書である。それはたとえば、安田浩一の
リポートである「沖繩の新聞は本当に「偏
向」しているのか」(朝日新聞出版)に現
れるヘイト状況を当たり前視せず、また、
メディアの独立性が危機的だと警告す
る「表現の自由」国連特別報告者デビッ
ド・ケイによる日本国調査リポート(外
務省のウェブサイトに仮訳が掲出されて
いる)を伝聞に過ぎない誤解として片づ

Journalism

2017年10月号 (通巻329号)

2017年10月10日発行

定 価 800円 (税込)

年間購読料 8800円 (税・送料込)

発行人 宮田謙一

編集人 岡田 力

編 集 金本裕司

反町祐文

吉田貴文

松下秀雄

伊藤正樹

渡辺幹夫

柏木友紀

八尋紀子

前部昌義

校 閲 野口高峰

藤沼 亮

三枝みのり

山田欽一

デザイン 熊澤正人

村奈諒佳 (パワーハウス)

発行所 朝日新聞社ジャーナリスト学校

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2

電話 03-5541-8663 FAX 03-5540-7476

電子メール journalism@asahi.com

販 売 朝日新聞出版

印刷所 三協印刷株式会社

© 朝日新聞社 2017

本誌掲載の記事および図表等の無断転載を禁じます。

編 集 後 記

岡田力◎本誌編集長

作家で新聞記者だった近藤絢一さんの著作をまとめた『目撃者——近藤絢一全軌跡1917〜1986』(文藝春秋)という本があります。近藤さんはベトナム戦争時の産経新聞サイゴン特派員で、『サイゴンから来た妻と娘』(文春文庫)のシリーズが有名です。

1986年1月、45歳で亡くなりました。弔辞を作家の司馬遼太郎さんが読みました。「君はすぐれた新聞記者でありましたが、しかし新聞記者がもつあのちっぽけな競争心や、おぞましい雷同性を君はできるだけ少く持つようにつとめていました。雷同性にいたっては、天性これを持たなかったのではないかと思えます。競争心、功名心、そして雷同性というこの卑しむべき三つの悪しき、そして必要とされる職業上の徳目を持た

ずして、しかも君は、記念碑的なあるいは英雄的な記者として存在していました。それは、稀有なことでした」(『目撃者』収録)

近藤さんは一連の著作の中で死別した前妻のことに少しずつ触れています。このことに注目したのが『目撃者』をまとめた沢木耕太郎さんでした。近藤さんの記述をつなげるとこうなります。

大学の同級生だった前妻は帰国子女でした。頑張り屋の才女でしたが、誰もが知っている漢字が読めなかったことで、近藤さんは彼女の内面を知るようになります。

おしどり夫婦で有名でしたが、社内の留学制度でのフランス生活が彼女の精神に負担をかけてしまいました。2カ月入院し、「私が去るまで冗談を言い続けた」翌朝、彼女は亡くなりました。

1年後、近藤さんは特派員としてベトナムに行き、行動的なナウさんと知り合い、傷ついた心は癒やされ、ナウさんと娘のユンさんを愛しました。同時に、虐げられてきたインドシナの人々にもやさしい視線を向け続けました。

近藤さんは人の痛みを自分の痛みのように感じてしまう感受性の持ち主でした。この感受性が「世界を人間の場としてとらえる」ことを可能にしました。「だれもが出来そうで、しかしながら、めつたにそれをなした人を見ない」と司馬さんは弔辞で述べています。

報道に携わる者は感受性を豊かにし、「世界を人間の場としてとらえる」ことを目指すべきでしょう。そうすれば「三つの悪しき徳目」を克服できるはずです。本はそんなことも教えてくれます。■

ご購入方法

「Journalism」は全国の書店、ネット書店、ASA(朝日新聞販売所)で注文によってご購入できます。定価800円(税込)です。年間購読は8800円(税・送料込)の割引価格で、朝日新聞出版業務部直販担当(電話03-5540-7793、平日10時~18時)に直接申し込んでいただくか、朝日新聞出版のサイト(<http://publications.asahi.com/journalism/>)からお申し込みください。

電子版

電子版は富士山マガジンサービス(<http://www.fujisan.co.jp/journalism/>)で、1冊800円(税込)、年間購読の場合は全12冊を3600円(税込)でお読みいただけます。iPad/iPhoneやAndroid端末にも対応しています。電子版のお問い合わせはジャーナリスト学校(03-5541-8663)をお願いします。なお、朝日新聞出版に直接年間購読を申し込まれた方には、必要な登録をいただければ、電子版が無料で読める特典があります。